

## 平成28年度 第1回羽幌町就学前子育て支援審議会 会議録

- 1 開催日時 平成28年11月 8日(火) 午後6時00分～午後7時00分
- 2 開催場所 羽幌町すこやか健康センター
- 3 出席委員及び欠席委員の氏名
  - (1) 出席委員：小川 礼子、大長 司、若林 めぐみ、坂本 愛、本間 美千加、  
端 紀美枝、加藤 五月、坂本 浩之、大水 隆司、田中 孝俊
  - (2) 欠席委員：阿良 由香、三谷 博子、斉藤 真治、小國 美恵子
- 4 説明のため出席した事務局職員の氏名  
福祉課長 熊木 良美、子ども係長 宇野 延仁、子ども係主事 津田 聖也
- 5 会議の公開、非公開又は一部公開の別 公開とする
- 6 議題及び議事の要旨
  - (1) 議 題  
「子育て支援事業について」  
「羽幌町子ども子育て支援事業計画の変更について」
  - (2) 議事要旨  
「子育て支援事業について」  
○事務局より資料について説明。  
前回(昨年10月)の審議会で少し触れていたが、羽幌保育園の閉園により、子育て支援事業の拡大を図りたいということで申し上げ、今年度の町政執行方針でも掲げていた。今年度に入り、内部で協議を進め、来年度の事業についてまとめたので説明する。  
資料には記載していないが、「子育て支援センター」の拠点(執務場所)は「すこやか健康センター」内とする。事務スペースなどの改修のため、予算措置も必要になる。また、障害などで支援が必要な就学児の放課後の「留守家庭児童会(こぐま)」や「子ども発達支援センター(にじいろ)」等への送迎について、現在は、保護者を中心とした家族での対応だが、近年、共働き等によって支援を求める声が増えてきている状況にあるため、今回の子育て支援センターの増強により、この部分について支援する方法はないか、現在、内部で協議を進め、検討しているところ。  
いずれにしても、事業拡大により、子育て世代が抱える不安などを取り除ける

ように、精神的な面などで今まで以上に手厚くサポート出来る体制を作っていきたいと考えている。

○質疑・意見等（以下のとおり）

委員： 就学前の全年齢に対応していて、大変良い事業内容だと思う。交流場所の提供についても、保護者間の交流が出来て大変良いが、あくまでも場所の提供のみで、保育士は配置しないのか？

事務局： プログラムを組んで事業を行うことはしないが、来年度以降、執務場所も事業や交流を行う場所と同じ「すこやか健康センター」内になる予定なので、常に保育士はいる。そのため、育児に関する相談など随時受けることが出来る。たくさんの親子が集える場所になればと考えている。

委員： 新規事業の「在宅（訪問）支援」は、事業に参加出来ない親子からの連絡を受けて実施するのか、それとも、町側から連絡し訪問するのか、どういう方向性で始めるのか？

事務局： 詳細についてはこれからになるが、どちらの場合もあるのかと考えている。担当保健師を通して、どういう状況かを確認しながら、保育士が訪問して、育児相談や遊び方の指導などが出来ればと思う。

委員： 「在宅（訪問）支援」の開設日時は、他の事業が無い時間となっているが、実際いつ実施出来るのかと疑問に思う。せっかく実施するのであれば、初めからカリキュラムを組んで入れた方が良いと思う。

事務局： 初めから実施日時を決めておくことも大事だと思うが、今のところは、柔軟性をもって対応していきたいと考えている。子育て支援センターの体制について、何名体制になるかは決まっていないが増強される。また、施設の有効活用ということで、午後の場所の開放も行い、拠点をすこやか健康センター内に移し、同じフロアに保育士や保健師がいるため、常に保護者の方との情報交換や、相談を受けるといった体制をとっていききたいということで事業を予定している。

在宅（訪問）支援についても、保健師と協力していくが、この年代は集団的な活動が非常に大切な時期ということで、孤立した家庭の発掘等も考えていきたい。ただし、受け入れる側の時間の都合もあるので、人員体制が増強されたことによる余力、もしくは、午後の時間の有効活用ということで進めていきたいと考えている。当面は、柔軟性をもって実施するが、事業を進めていく中で不都合があったり、または、保護者からの要望等があれば、そういう点も考慮しながら部分的には時間設定をするのも良いのかなという考え方でいる。現段階においては、柔軟性をもち、平成29年度から立ち上げる事業なので、調整も図りながら、すぐに全てを実施する

というのは難しいかもしれないが、なるべく早い段階で軌道に乗せて展開していきたいということでご理解願いたい。

委員：「野苺くらぶ」について、実施場所は「天売ちびっこランド」としていて、焼尻地区に住む児童に対してはフェリー代を助成するということだが、焼尻地区での実施はしないのか？

事務局：現在、天売島には認可外の保育施設として「ちびっこランド」があるが、焼尻島には施設はない。焼尻地区の保護者からの要望を受け、研修センターの1室を自由に遊べる場所として開放したが、絵本なども少なく、また、施設の的にも十分ではないため「天売ちびっこランド」での実施としている。現在も年1回そういう形で行っている。今後、事業を進めていく中で、見直しが必要になれば再度検討していく。

また、フェリーの時間帯も関係していて、どちらで事業を実施した方が長時間滞在出来るかと考えると天売で実施した方が良い。そういう点も考慮している。その他、離島地区に住む保護者に対しては、市街地区で実施している事業も活用してほしいと伝えている。

委員：十分に精査した結果、天売地区で実施することは理解したが、焼尻地区の世帯からも意見を聞いて今後考えてほしい。

委員：事業については柔軟性をもって実施していくということで、交流場所の提供は大変良い時間だと思う。ただ、より活動的にしていくため、例えば、元気な高齢者の方がたくさんいるので、その方達にボランティアとして来てもらうのはどうか？人生経験も豊かなので、相談や昔の遊びなど、色々なことが出来るのかなと思う。地域包括支援センターとも連携をとって実施してほしい。その他、民生児童委員などもボランティアとして参加しても良いと思う。

事務局：来年度から新たにスタートするので、色々な意見を聞きながら、どういう形が良いのかということで進めて行きたい。

委員：交流場所の提供について、対象は就学前の児童だけなのか？

事務局：午前中の事業の延長で、親子で集える場所としているので、基本的には就学前児童のみを対象としている。

会長：議題1「子育て支援事業について」、資料の事業内容でよろしいか？

(全委員 承認)

「羽幌町子ども子育て支援事業計画の変更について」

○事務局より資料について説明。

○質疑・意見等（以下のとおり）

委員：家庭保育所「恵留夢」は12月末で廃止ということか？

事務局：そういうことで確認している。

委員：羽幌藤幼稚園の新制度移行に関して、認可定員は70名で変更しないが、利用定員を50名とするということはどういうことか？

事務局：新制度移行に伴い、既に認可を受けている定員の他に、「利用定員」というものを設定しなければならない。「利用定員」は資料に記載のとおり、認可定員の範囲内で施設からの申請に基づき、羽幌町が確認し、北海道と協議して設定するもの。実際の利用者数に近い人数で設定しなければ、施設運営に係る財源措置に関係してくる。羽幌藤幼稚園の在園児は四十数名程度なので、利用定員を50名で設定したと聞いている。

委員：家庭保育所「恵留夢」の廃止について、年度途中で廃止するというのは、働いている保護者にとっては非常に厳しいと思う。もちろん認可外施設なので、羽幌町として関与していくことは難しいとは思いますが、何か手立てがなかったのか、せめて年度末まででも、小さい子だけではなく、小学生で放課後通っている子もいたと聞いているので、なんとか出来なかったのかと思う。恵留夢さんも、すごく一生懸命やってくれていたのが残念。

事務局：発言内容については非常に理解する。羽幌町も事実が分かった時は大変驚いた。先ほど言われたとおり、認可外施設のため、羽幌町への届出等には必要無く、行政的に関与する術が無かった。心配なことは、現在受け入れている子ども達の今後についてだったが、そこは、きちんと恵留夢側において手立てをしたうえで閉鎖するということで確認している。認可を受けている施設であれば、閉鎖する3ヶ月前までには届出が必要になるが、認可外施設については、閉鎖後1ヶ月以内に北海道へ直接届出することになっている。そういうことから、残念ながら羽幌町の方では関与出来なかったということをご理解いただきたい。

会長：議題2「羽幌町子ども子育て支援事業計画の変更について」、資料の事業内容でよろしいか？

（全委員 承認）

終了

平成28年度第1回 羽幌町就学前子育て支援審議会

と き 平成28年11月 8日(火) 午後6時

ところ 羽幌町すこやか健康センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 子育て支援事業について

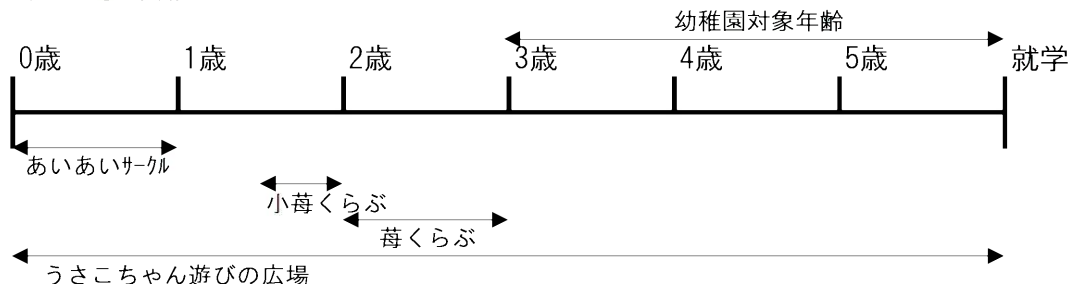
(2) 「羽幌町子ども子育て支援事業計画」の変更について

4 その他

5 閉 会

1 現在の子育て支援センター事業状況

(1) 対象年齢



(2) 事業内容等

事業名	児童の 対象年齢	事業(指導)内容等	開設日時	1回当たり 利用者数
あいあい サークル (乳児育児教室)	1歳未満	発育発達や適切な育児方法を知ることができ、また、親子の外出の機会、仲間作りもできる。主な内容は、身体計測、育児相談、手遊び、仲良し体操など。	月2回 木曜日 9:30～ 11:00	15組程度
小莓くらぶ (育児教室)	1歳6ヶ月 ～2歳	室内での自由遊びや季節感がある遊びなど、子の成長発達への支援をし、また、生活習慣の自立を目指した関わりと親子への育児支援する。	月2回 9:30～ 11:00	10組程度
莓くらぶ (育児教室)	2歳1ヶ月 ～3歳	室内での自由遊びや季節感がある遊びなど、子の成長発達への支援をし、また、生活習慣の自立を目指した関わりと親子への育児支援する。	月2回 9:30～ 11:00	10組程度
うさこちゃん 遊びの広場	0歳～6歳 で就園前 の児童	親子での様々な活動を通して、子育ての不安を緩和することを目的とし、親同士が気軽に交流し、支え合うことができる。主な内容は、育児相談、自由遊び、手遊び、絵本、製作など。	毎週火・ 金曜日 9:30～ 11:15	15～20組 程度

※離島地区の児童対象「野莓くらぶ」は除く。

2 各事業実施時間の拡大及び新規事業の実施

(1) 実施時間の延長

事業名	開設時間		開設時間
あいあいサークル	9:30～11:00	➔	9:30～12:00
小莓くらぶ	9:30～11:00		9:30～12:00
莓くらぶ	9:30～11:00		9:30～12:00
うさこちゃん遊びの広場	9:30～11:15		9:30～12:00

※保護者においては、ある程度、余裕を持ったの参加が可能となり、児との触れ合いや相互の交流に際しても、少しゆったりとした時間が提供できる。

(2) 新規(増加)事業

事業名	児童の対象年齢	事業(指導)内容	開設日時
【新規】 ビックあいあい サークル (仮称)	1歳～ 1歳5ヶ月	1歳～1歳5ヶ月の子を対象とした事業がないことから、現在実施している「あいあいサークル」の延長として実施。 主な内容は、身体計測、育児相談、手遊び、仲良し体操など。	月2回 水曜日 9:30～ 12:00
【新規】 在宅(訪問)支援 (仮称)	就学前 児童	孤立している親子、事情があつて事業に参加出来ない家庭を訪問して、育児相談や遊び方の指導を実施。 ※児童虐待の防止にも繋がる。	他の事業が 無い時間
【増加】 野苺くらぶ	離島地区 に住む就 学前児童	親子での製作、遊び、体操等。(天売ちびっこランドで実施) ※年1回⇒年4回 ※焼尻地区に住む児童に対して、天売往復のフェリー代を助成する。	年4回 (6月～9月)

※「野苺くらぶ」の実施回数の増については、「子ども・子育て支援事業計画(H27.3月)」策定のために実施したアンケート(H26.1月)で天売地区の世帯から要望があつた。

(3) 交流場所の提供

9:00				12:00				13:00				16:00			
月	各事業展開			火	昼 休 み			水	各事業展開			木	交流場所 の 提供		
火				水				金				土			
水				木				金				日			
木				金				土				日			
金				土				日				月			

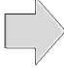
※保育士を配置し、児童及び保護者相互の交流の見守りと随時の育児相談を実施。  
※場所の提供については、「子ども・子育て支援事業計画(H27.3月)」策定のために実施したアンケート(H26.1月)で就学前の子のいる世帯から多くの要望があり、課題となつていた。

(4) 月の事業内容 増加(新規)分

月	火	水	木	金	土	日
1 苺くらぶ	2 うさこちゃん あそびの広場	3 ビックあいあい サークル(仮称)	4 あいあい サークル	5 うさこちゃん あそびの広場	6	7
8	9 うさこちゃん あそびの広場	10 小苺くらぶ	11 あいあいサークル (乳児健診)	12 うさこちゃん あそびの広場	13	14
15 苺くらぶ	16 うさこちゃん あそびの広場	17 ビックあいあい サークル(仮称)	18 あいあい サークル	19 うさこちゃん あそびの広場	20	21
22	23 うさこちゃん あそびの広場	24 小苺くらぶ	25 あいあいサークル (1歳半、3歳児健診)	26 うさこちゃん あそびの広場	27	28
29	30 うさこちゃん あそびの広場	31				

(5) 運営体制及び事業に係る財源について

子育て支援センター事業の拡大に伴い、現在の臨時職員の体制から羽幌保育園の保育士（正職員）を加え、体制の強化を図ります。配置人数については、現在協議中です。  
 なお、人員増となるため、歳出予算額は増加しますが、事業拡大により、国・道の補助基準額も増額となります。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>○現在の補助基準「経過措置型」<br/>                 【補助基準額】2,694,000円<br/>                 ※1/3ずつ（898,000円）を<br/>                 国、道で負担</p> |  | <p>○事業拡大後の補助基準「一般型」<br/>                 【補助基準額】7,803,000円<br/>                 ※1/3ずつ（2,601,000円）を<br/>                 国、道で負担</p> |
|--|---|---|

Ⅱ 「羽幌町子ども子育て支援事業計画」の変更について

1 羽幌保育園の閉園に伴う見込量等の変更

平成29年3月をもって、羽幌保育園が閉園となることから、平成29年度以降の計画の内容について一部変更となります。（詳細は「資料2」のとおり）

2 羽幌藤幼稚園の新制度移行に伴う見込量等の変更

「羽幌藤幼稚園」より、平成27年度から制度開始となった「子ども子育て支援新制度」に平成29年度から移行するとの申し出がありました。これにより、上記同様、平成29年度以降の計画の内容について一部変更となります。  
 （詳細は「資料2」のとおり）

なお、認可定員については、現在の70名から変更はしませんが、新制度移行に伴い、利用定員を設定することになります。利用定員は50名とし、今後、羽幌町と北海道と協議し、決定します。

- ・ 認可定員 ～ 施設の設置に当たり申請し、北海道より認可を受けた定員。
- ・ 利用定員 ～ 認可定員の範囲内で、施設からの申請に基づき、町が確認し、北海道と協議のうえ設定した定員。

○「子ども子育て支援新制度」とは

幼児期の学校教育や保育、地域での子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

従来までは、私立施設に対して、町の直接の関与がありませんでしたが、新制度は町が一定の関与をしていくこととなります。

（幼稚園の場合）

変更点	現在	新制度移行後
利用手続	幼稚園と直接契約	①幼稚園に直接申込み ②幼稚園から入園の内定を受ける ③幼稚園を通じて町に認定申請 ④幼稚園と契約し、幼稚園を通じて認定証を受け取る
保育料	幼稚園が設定した料金を支払う（私立幼稚園就園奨励費の申請を受けられる）	保護者の世帯所得に応じて、町が定める料金を幼稚園に支払う（教材費等については実費徴収）



□羽幌町幼稚園保育料

階層	区分 (町民税所得割課税額)	第1子	第2子	第3子	
第1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	
第2階層	第1階層を除き所得割0円世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	0円 (3,000円)	0円 (0円)	0円 (0円)	
第3階層	1円~77,100円	①	9,500円 (16,100円)	4,750円 (8,050円)	0円 (0円)
		②	4,250円 (7,550円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第4階層	77,101円~211,200円	13,900円 (20,500円)	6,950円 (10,250円)	0円 (0円)	
第5階層	211,201円~	19,100円 (25,700円)	9,550円 (12,850円)	0円 (0円)	

※第3階層の②は「ひとり親世帯、障害者世帯等」で、①はそれ以外の世帯。

※第3階層の多子世帯のカウントは、保護者と生計が一にする子等であれば、年齢に関わらず対象。

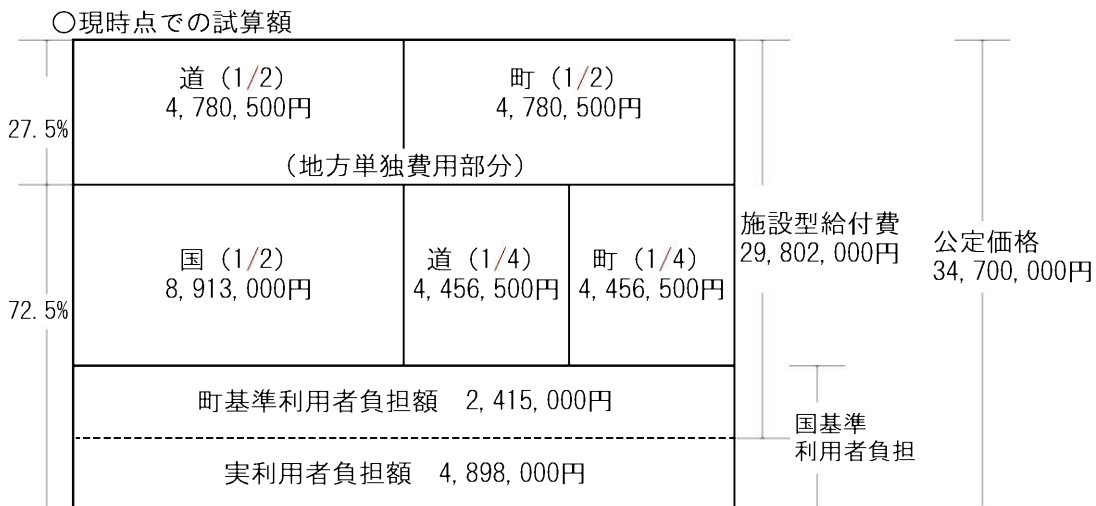
※第4階層・第5階層の多子世帯のカウントは、保護者と同一世帯の子で、満3歳（幼稚園・保育園等）に入園している子から小学3年生までの子が対象。

※（）の金額は、国の基準額

□運営費について

子ども子育て支援新制度では、「施設型給付」、「地域型保育給付」が創設され、町の確認を受けた施設等に対して、財政支援をします。

「施設型給付」等の基本構造は、国で定める額「公定価格」から町が定める額「利用者負担額」を控除した額となります。



3 家庭保育所「恵留夢」の廃止に伴う変更

平成28年12月をもって、家庭保育所「恵留夢」が廃止となる予定です。認可外の保育施設であるため、本計画に見込量等は記載していませんが、一部、利用状況等について記載しているため変更が必要になります。（詳細は「資料2」のとおり）

# 羽幌町子ども・子育て支援事業計画

(平成29年3月改定)

変更ページ

※変更のある頁のみを抜粋しています。(頁番号は、変更前の  
計画の頁番号と同じです)

※変更箇所は、赤字で見え消し修正を行っています。

## (第2章 羽幌町子ども・子育てを取り巻く環境)

### 2 教育・保育施設の状況

(略)

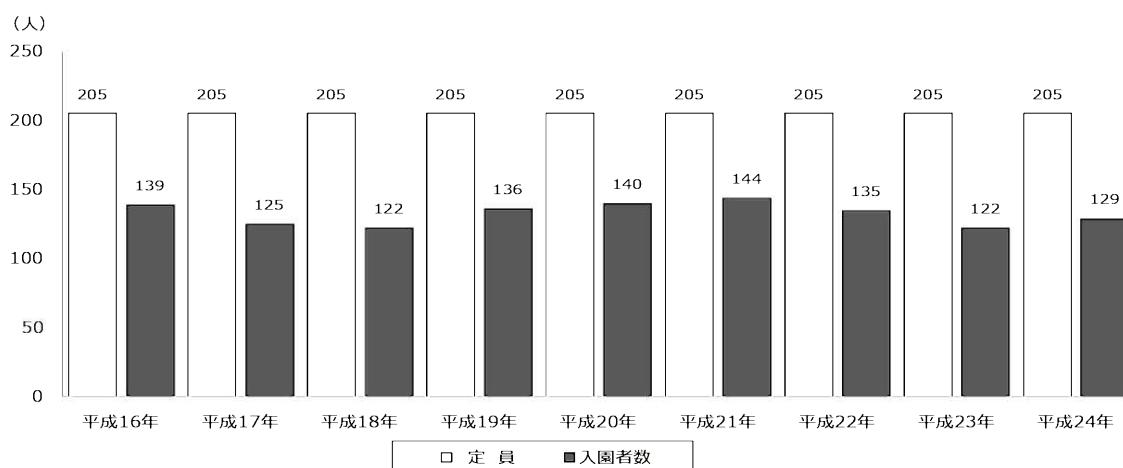
#### (3) 幼稚園の利用状況

○利用者数は、平成21年をピークに、減少傾向にあります。

○定員数は、平成16年から205人で、変化はありません。

○平成24年の定員に対する利用者の割合は、6割を上回っています。

#### ■幼稚園の定員数、利用者数の推移



#### (4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外の施設です。

羽幌町では、「天売ちびっこランド」「家庭保育所 恵留夢」の2カ所の施設があります。

#### ◆民間運営の保育・託児施設

【施設数】2カ所（天売ちびっこランド、家庭保育所 恵留夢）

【児童数】天売ちびっこランド 8名（3歳児 4名、4歳児 2名、5歳児 2名）

家庭保育所 恵留夢 15名（1歳児 5名、2歳児 4名、3歳児 6名）

※いずれも平成25年4月1日現在の児童数

※「家庭保育所 恵留夢」は平成28年12月で廃止となりました。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(略)

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行うサービスです。

（平成24年度実績）

訪問率：92.6%

#### (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行うサービスです。

（平成24年度実績）

延べ支援世帯数：8世帯

#### (6) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行うサービスです。

羽幌町では「羽幌保育園内」に子育て支援センターを開設しています。

◆地域子育て支援センター

（平成24年度実績）

公立保育所：1園（羽幌保育園）

延べ利用者数：3,052人

※ 羽幌保育園の閉園により、平成29年4月より「羽幌町すこやか健康センター内」に子育て支援センターを移動しました。

#### (7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

羽幌町では「認定こども園・まき」で実施しています。

【一時預かり実施園】

常時受け入れ（専用の保育室、専任保育士あり）

私立：1園（認定こども園・まき）で平成26年度から実施しています。

## (第5章 教育・保育施設の充実)

### 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

#### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

##### ■量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1 必要利用定員総数	134人	135人	124人	122人	115人
1号認定	31人	31人	29人	28人	27人
2号認定見込み	103人	104人	95人	94人	88人
2 確保の内容	180人	180人	180人	180人	180人
特定教育・保育施設	110人	110人	180 <del>110</del> 人	180 <del>110</del> 人	180 <del>110</del> 人
確認を受けない幼稚園	70人	70人	0 <del>70</del> 人	0 <del>70</del> 人	0 <del>70</del> 人
過不足（2-1）	46人	45人	56人	58人	65人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

※1「必要利用定員総数」の「2号認定見込み」は、保護者の就労状況を見ると(2)の2号認定に該当しますが、幼稚園を希望する意向が強いことから1号認定として計上しています。

#### (2) 2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）

##### ■量の見込み

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1 必要利用定員総数	26人	26人	25人	24人	23人
2 確保の内容	80人	80人	30 <del>80</del> 人	30 <del>80</del> 人	30 <del>80</del> 人
特定教育・保育施設	80人	80人	30 <del>80</del> 人	30 <del>80</del> 人	30 <del>80</del> 人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	54人	54人	5 <del>55</del> 人	6 <del>56</del> 人	7 <del>57</del> 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み。

(3-1) 3号認定(0歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	8人	8人	58人	57人	57人
2 確保の内容	9人	9人	69人	69人	69人
特定教育・保育施設	9人	9人	69人	69人	69人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(2-1)	1人	1人	1人	12人	12人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3-2) 3号認定(1・2歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	36人	34人	2332人	2231人	2231人
2 確保の内容	36人	36人	2436人	2436人	2436人
特定教育・保育施設	36人	36人	2436人	2436人	2436人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(2-1)	0人	2人	14人	25人	25人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷各年度推計人口(0～2歳)×100＝(小数点第一まで)」により算出した数値とします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率	29.7%	30.2%	20.9 29.9%	20.8 29.2%	21.6 30.4%
推計児童数(0～2歳)・人	148	139	134	130	125